

村議会定例会が3月8日・10日・11日・14日の4日間開かれ、条例改正等26議案が審議され、いずれの議案も原案どおり可決されました。

## 令和4年度当初予算

◆令和4年度一般会計並びに国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療、簡易水道事業、合併処理浄化槽設置管理事業の各特別会計の新年度予算が審議され可決されました。一般会計の予算総額は19億9700万円、前年度と比較して1100万円、0.6%の増額となりました。

### 補正予算

◆専決処分の承認を求めることについて（一般会計補正予算（第5号））

（内容）子育て世帯等臨時特別支援事業に伴い、令和3年度東秩父村一般会計補正予算（第5号）を編成する必要が生じたので、専決処分を行い、その承認を求めます。

◆専決処分の承認を求めることについて（一般会計補正予算（第6号））

（内容）住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業に伴い、令和3年度東秩父村一般会計補正予算（第6号）を編成する必要が生じたので、専決処分を行い、その承認を求めます。

◆一般会計補正予算（第7号）

（内容）歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億5925万1000円を追加し、歳入歳出予算の総額を29億932万9000円とするものです。

◆国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

（内容）歳入歳出予算の総額に3973万7000円を追加し、歳入歳出予算の総額を4億5682万9000円とするものです。

◆介護保険特別会計補正予算（第2号）

（内容）歳入歳出予算の総額に292万円を減額し、歳入歳出予算の総額を4億4796万5000円とするものです。

◆合併処理浄化槽設置管理事業特別会計補正予算（第2号）

（内容）歳入歳出予算の総額から1227万4000円を減額し、歳入歳出予算の総額を4464万8000円とするものです。

◆後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

（内容）歳入歳出予算の総額から131万4000円を減額し、歳入歳出予算の総額を3829万2000円とするものです。

◆簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）

（内容）歳入歳出予算の総額に543万2000円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億4164万3000円とするものです。

## 条例改正等

◆東秩父村新庁舎建設委員会設置条例の制定について

（内容）新庁舎の建設に際し、幅広い見地から意見を求めるため、東秩父村新庁舎建設委員会を設置したいので、本条例を制定するものです。

◆東秩父村合併処理浄化槽設置管理事業基金条例制定について

（内容）令和4年度より、簡易水道事業・合併処理浄化槽設置管理事業が公営企業会計へ移行することに伴い、東秩父村合併処理浄化槽設置管理事業基金条例を制定するため、本条例を制定するものです。

◆東秩父村簡易水道事業基金条例制定について

（内容）令和4年度より、簡易水道事業・合併処理浄化槽設置管理事業が公営企業会計へ移行することに伴い、東秩父村簡易水道事業基金条例を制定するため、本条例を制定するものです。

◆東秩父村上下水道事業審議会条例制定について

（内容）令和4年度より、簡易水道事業・合併処理浄化槽設置管理事業が公営企業会計へ移行することに伴い、上下水道事業に関する審議会を設置するため、本条例を制定するものです。

◆職員の子供休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について

（内容）人事院勧告に準拠するため、本条例の一部を改正するものです。

◆東秩父村総合振興計画等審議会条例の一部を改正する条例制定について

（内容）審議会の所掌事務の追加に伴い、条例改正の必要があるため、本条例の一部を改正するものです。

◆東秩父村移住体験施設の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例制定について

（内容）施設の維持管理に要する財源の確保、並びに料金の適正化を図るため、本条例の一部を改正するものです。

◆東秩父村遺児手当支給条例の一部を改正する条例制定について

（内容）父若しくは母又は父母が共に不在の児童の保護者に対し支給する遺児手当について、男女の差の解消と併せ額の改定をしたいため、本条例の一部を改正するものです。

◆東秩父村火入れに関する条例の一部を改正する条例制定について

（内容）総務省からの通知「地方公共団体における書面規制、押印、対面規制の見直しについて（令和2年7月7日付け総務省169号）」に基づき、押印を廃止するため、本条例の一部を改正するものです。

◆東秩父村国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

（内容）全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和3年法律第66号）の施行に伴い、令和4年4月1日から未就学児の国民健康保険税均等割額の軽減措置が講じられることになったため、所要の規定を追加したいので、本条例の一部を改正するものです。

◆特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償の支給に関する条例の一部を改正する条例制定について

（内容）「簡易水道審議会委員」を「上下水道事業審議会委員」への名称変更及び新庁舎建設委員会の創設に伴い、委員の報酬額及び費用弁償額を定めるため、本条例の一部を改正するものです。

◆埼玉県市町村総合事務組合の規約変更について

（内容）埼玉県市町村総合事務組合規約を変更することについて議決を求めます。